

質疑・回答書

告示番号	第234号	件 名	阪急西側庄内線(新穂積橋外)改修設計委託
No	質疑事項	回 答	
1	協議の結果、交通誘導警備員の人数やランクが変更となった場合は設計変更の対象でしょうか。	協議により、設計変更の対象とします。	
2	高所作業車計上されていますが、協議の結果、必要台数や調査方法が変更となった場合は設計変更の対象でしょうか。	協議により、設計変更の対象とします。	
3	当該道路橋及び横断歩道橋が各種構造基準を満たしていない場合についても、改修並びに補強設計を行うこととの記載がありますが、性能照査が必要でしょうか。必要な場合、設計変更の対象で当該道路橋及び横断歩道橋が各種構造基準を満たしていない場合についても、改修並びに補強設計を行うこととの記載がありますが、性能照査が必要でしょうか。必要な場合、設計変更の対象でしょうか。	当該道路橋及び横断歩道橋が各種構造基準を満たしていない場合、協議により、性能照査を実施し、設計変更の対象とします。	
4	関係機関協議の進捗に依るもの等、受注者の責に帰さない事象により時間を要する場合は、工期延伸が可能でしょうか。	協議により、工期延長は可能です。	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp